

## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(□)〇〇〇 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年5月24日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384-4273  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

## 少額消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、または運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が受理されました事をご通知いたします。

管理番号(□)ー〇〇〇

裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張を全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証明書の交付を承諾して頂きますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、管理職員までお問い合わせください。

書面での通達となりますので個人情報保護法により、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年7月7日

法務省管轄支局 日本中央機構  
東京都千代田区霞が関3丁目2番地1号  
取り下げ等のお問い合わせ先 03-5924-6828  
受付時間 9:00~18:30 休日(土・日・祝日)